

## 勧告等措置区分（南海トラフ地震津波対策）（令和3年8月1日現在）

### 阪神港(神戸区、尼崎西宮芦屋区)

#### 区分:「南海トラフ地震警戒強化(勧告)」

##### 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表時発令、措置内容

- 1 避難に必要な支援体制の確保に係る確認
- 2 岸壁管理者の対応確認
- 3 荷主企業等の対応の確認
- 4 各港の地域特性を踏まえた避難方法の確認
- 5 南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること
- 6 自主的な避難行動をとること

#### 区分:「解除」

##### 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表から一週間後発令、措置内容

今後の気象庁の発表に留意すること

#### 区分:「第一体制(津波警戒態勢)」

##### 「津波注意報」発表時発令、措置内容

- ・在港各船は、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し、津波情報の収集、係留索の強化等津波対策に留意すること。

#### 区分:「第二体制(津波避難勧告)」

##### 「津波警報」発表時発令、措置内容

- ・在港各船は、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し、津波情報の収集に努め、津波来襲時刻等を考慮のうえ港外への退避、係留索の強化等津波対策に万全を期すこと。

##### 「大津波警報」発表時発令、措置内容

- ・在港各船は、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し、港外への退避、係留索の強化等津波対策に万全を期すこと。
- ・500総トン以上の船舶は、大阪湾中央部周辺海域まで安全に避難可能であると判断した場合、原則として港外に避難し、保船等万全の措置を講ずること。

第一体制、第二体制勧告実施時、措置内容として錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。

- 1.国際 VHF(CH16)を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
- 2.当直員(船橋当直・無線当直等)を配備すること。
- 3.AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。

#### 区分:「解除」

##### 「津波注意報、津波警報、大津波警報解除」発表時発令、措置内容

各船は港内の状況把握に努め、航行規制等に留意すること。